令和３年第１回定例会（２月議会）
福　祉　環　境　委　員　会
提　出　資　料

令和３年２月１０日
生　活　環　境　部

所管事項

◎県民生活課
・「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案）について・・・・1
・第４次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）について・・・・2

◎環境管理課
・第３次秋田県環境基本計画（案）について・・・・3

◎温暖化対策課
・第２次秋田県環境教育等に関する行動計画（案）について・・・・4

◎環境整備課
・第４次秋田県循環型社会形成推進基本計画（案）について・・・・5
・第３次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（案）について・・・・6

◎生活衛生課
・秋田県水道ビジョン（案）について・・・・7
・第４次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（案）について・・・・8
・第３次秋田県動物愛護管理推進計画（素案）について・・・・9

◎自然保護課
・秋田県生物多様性地域戦略（案）について・・・・10

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案）について

県民生活課

1　目的

自転車の安全で適正な利用を促進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2　基本理念

○　県、自転車利用者（以下「利用者」という。）、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して、自転車の利用に係る交通事故（以下「交通事故」という。）の防止を図る。

○　歩行者、利用者及び自動車等の運転者が、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、道路の交通におけるそれぞれの特性を理解する。

3　各主体の責務

県の責務

○　利用者、県民、事業者、交通安全団体、市町村及び国と連携・協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定・実施する。

○　利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が行う自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報提供、助言その他の必要な支援を講ずる。

利用者の責務

○　道路交通法に規定する車両の運転者であることを自覚し、自転車を利用する際は、道路の交通に関する法令を遵守するほか、交通事故の防止に関する知識を習得する。

○　自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるように努める。など

県民の責務

○　自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努める。

○　国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。

事業者の責務

○　自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努める。

○　従業員に自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うように努める。

○　国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。

交通安全団体の責務

○　道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努める。

○　国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。

4　啓発活動

○　県は、「自転車安全確認の日」を設定し、県民の関心と理解を深めるとともに、点検整備及び自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）の加入状況の確認を促すための広報その他の啓発活動を行う。

5　教育の充実

○　県は、県民に自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるための教育を行う。

○　県は、幼児、児童、生徒又は学生に理解を深めるための教育が行われるように、必要な施策を講ずる。

○　保護者は、監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるように、必要な教育を行うように努める。

6　交通事故の防止のための措置等

○　利用者や事業活動で自転車を利用する事業者等は、自転車側面への反射器材の備付け等、交通事故の防止の措置を講ずるように努めなければならない。

○　保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させる等安全上の措置を講ずるように努めなければならない。

○　高齢者（65歳以上）の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、当該高齢者に乗車用ヘルメットの着用その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な配慮に関する助言及び必要な支援を行うように努めなければならない。

7　自転車の点検及び整備

○　利用者、事業活動で自転車を利用する事業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者等は、自転車の定期的な点検及び整備を行うように努める。

8　道路交通環境の整備

○　県は、国、市町村及び交通安全団体等と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できるように道路交通環境の整備を図る。

9　保険等への加入等

○　利用者、事業活動で自転車を利用する事業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者等は、保険等に加入しなければならない。

○　自転車小売業者は、購入者等に保険等への加入有無を確認するとともに、加入を確認できないときは、加入に関する情報を提供するように努めなければならない。

○　自転車貸付業者は、借受者に保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。

○　県は、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報提供その他の必要な措置を講ずる。

スケジュール

令和３年２～３月	パブリックコメント
４月	第３回検討会
６月議会	県議会へ条例案の提出
７月上旬	条例案の議決・条例の施行（保険加入に係る規定を除く）
令和４年４月１日	条例の施行（保険加入に係る規定）

第４次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）について

県民生活課

計画策定の背景

○本県の刑法犯認知件数及び人口当たりの犯罪率は、全国と比較して少ない状況にあるが、交通死亡事故等も含め誰もが犯罪被害者になる可能性がある。

○今年度「第３次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」が最終年度となっていることから、更なる取組を推進するため、「第４次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定する。

計画の位置付け及び期間

○根拠法令：犯罪被害者等基本法　第５条
　　　　　　秋田県犯罪被害者等支援条例　第８条

○性　　格：犯罪被害者等支援施策の推進の基本的指針

○計画期間：令和３年度～７年度（５年間）

計画の推進体制

○県や市町村、国、犯罪被害者等早期援助団体である（公社）秋田被害者支援センター等、関係機関による連携

○学識経験者、犯罪被害者等により構成する秋田県犯罪被害者等支援推進会議による施策の実施状況の検証等

第３次計画の成果と課題

【主な成果】
- ワンストップ支援センターの開設
- 全市町村における見舞金制度の導入
- 性犯罪被害相談電話「＃８１０３」の３６５日・２４時間運用
- ハウスクリーニング制度の新設等、犯罪被害者に対する公費負担制度の対象拡大

【主な課題】
- ワンストップ支援センターの相談体制の強化
- 犯罪被害者等に対する県民理解の更なる促進
- 関係機関による犯罪被害者等に対する各種支援制度の周知促進

国の第４次犯罪被害者等基本計画（案）のポイント

○ワンストップ支援センターの体制強化

○男性やＬＧＢＴの性被害者に配慮した捜査や支援

○ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷に対する相談への適切な対応

○虐待児童の支援強化

○ストーカー被害者の支援強化

第4次計画における「５つの重点課題及び13の基本施策」

第１　損害回復・経済的支援

1 損害賠償請求等に関する周知
- パンフレット、ＨＰ、市町村広報紙等の活用による周知

2 給付金制度等の充実
- 犯罪被害者等給付金の迅速な支給

3 居住先の安定確保
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保

4 安定的な雇用の継続
- 休暇制度などの企業側への周知

第２　精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- 児童相談所、精神保健福祉センター等の公的機関における相談・支援体制の充実
- 学校におけるカウンセリング体制の充実

2 安全の確保の充実等
- 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等
- 県警察職員等に対する研修の充実

第３　刑事手続への関与拡充

1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実
- 「被害者の手引」配付による情報提供
- 「被害者連絡制度」等による刑事手続の周知

第４　支援体制等の整備充実

1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
- 性犯罪被害者等に対する支援の充実
- インターネット上の誹謗中傷等に対する相談機関の周知
- ストーカー事案への適切な対応

2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
- 地方公共団体等担当者研修の充実

3 民間支援団体に対する援助
- （公社）秋田被害者支援センター等への支援の充実

第５　県民の理解の増進

1 各種啓発による県民理解の増進
- 関係機関による県民の理解を促進するための啓発事業の実施
- 犯罪・事故発生状況等の情報提供

2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
- 犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実
- 「生命」の大切さを実感させる教育の推進

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

第３次秋田県環境基本計画（案）について

環境管理課

計画策定の趣旨

「第２次秋田県環境基本計画」が今年度末で満了することから、本県の環境課題や国の第五次環境基本計画に沿った新たな視点を取り入れた「第３次秋田県環境基本計画」を策定する。

現状と課題

《現状》　本県の自然環境並びに大気、水質をはじめとした生活環境は、概ね良好に維持されている。
《課題》　気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失など地球規模の環境問題への対応や、人口減少、高齢化社会における環境保全の取組等が課題となっている。

計画期間

令和３年度 ～１２年度　（１０年間）

秋田県の目指すべき環境像

豊かな水と緑あふれる秋田
～みんなで持続可能な社会を目指して～

計画の基本方針及び施策の方向性

【自然と人との共生可能な社会の構築】

①多様な生態系の保全
- 重要地域の保全及び管理
- 生態系の保全対策
- 自然景観の保全

②野生動植物の保護
- 野生鳥獣の保護管理

③外来種への対応
- 外来種の駆除対策

④生物多様性の主流化
- 生物多様性の普及啓発

⑤自然とのふれあい推進
- 自然とふれあう場の整備と魅力の発信

⑥農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上
- 環境に配慮した農地整備
- 森林の適切な整備・管理
- 持続可能な農林水産業の担い手づくりの推進

【環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成】

①廃棄物の発生抑制と循環利用、適正処理の推進
- 家庭における環境を意識した行動の定着
- 事業活動における環境配慮の取組の推進
- 廃棄物処理体制の確保
- 協働による課題への統合的な取組

②大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策
- 工場・事業場等の発生源対策
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭防止対策

③水・土壌環境の保全
- 三大湖沼の水質保全対策
- 水質汚濁負荷対策
- 土壌汚染対策

④化学物質対策の推進
- ダイオキシン類や水銀等の監視

【地球環境保全への積極的な取組】

①気候変動対策の推進
- 県民総参加による地球温暖化防止対策
- 省エネルギー対策
- 再生可能エネルギー等の導入
- 森林や海岸域の保全・整備による二酸化炭素吸収の促進
- 気候変動適応策の普及啓発
- 災害に強い地域づくり

②海洋汚染対策の推進
- 海洋プラスチックごみの発生抑制対策
- 海岸漂着物の処理体制の構築
- 海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発

【環境保全に向けての全ての主体の参加】

①環境教育、環境学習の推進
- 環境学習の機会・場づくり
- 環境教育等を牽引する人材の育成・活用
- 各主体の連携や協働による取組の推進

②環境に配慮した自主的行動の推進
- 環境配慮の普及と県の率先行動の推進
- 自主的な環境保全活動への支援

③県民、民間団体、事業者、行政による環境パートナーシップの推進
- 多様な主体の協働を促すための情報提供

【共通的・基礎的施策の推進】

施策の方向性

①環境影響評価の推進　②環境監視・測定体制の整備　③環境マネジメントシステムの普及・推進

第２次秋田県環境教育等に関する行動計画（案）について

温暖化対策課

計画策定の背景	○ 顕在化する様々な環境問題に対し、一人一人が持続可能な社会の実現に向けて意識を高め、環境保全に取り組むため、環境教育の推進が重要となっている。 ○ 国では、平成30年に「環境教育等促進法」に基づく基本方針を変更し、その中で体験活動の意義を捉え直すとともに、体験活動を促進することが重要とされたことから、この新たな方針を踏まえて、「第２次秋田県環境教育等に関する行動計画」を策定する。

計画の位置付け	○ 環境教育等促進法第８条の規定に基づき、国の基本方針を勘案して策定する県の環境教育等の推進に関する計画 ○ 秋田県環境基本計画の「環境教育、環境学習」に係る施策を具体化する個別計画

計画で目指すところ	持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人の育成

計画期間	令和３年度～12年度（10年間）

施策目標を管理する主な指標

○こどもエコクラブ会員数
2,862人（令和元年度） → 2,900人（令和12年度）
○あきたエコマイスター（50代以下の割合）
17%（令和元年度） → 50%（令和12年度）

現状と課題

- 少子化等により環境学習に係る事業への参加校や参加者が減少傾向にある。
- 高齢化等により、環境教育を担う人材が減少し、地域活動の縮小等が懸念されている。
- 仮想空間でのコミュニケーションが増えていく中で、自然体験等の体験活動が求められている。一方で、コロナ禍を受け、ＩＣＴ機器等の活用が求められている。
- 学校等において、民間団体等が提供する学習プログラムに対するニーズがある。

推進する施策の柱

1 環境学習の機会・場づくり

（施策目標）
地域の資源を十分に活用し、人口減少下にあってもより多くの県民が学ぶことができる場と機会をつくる。

（取組の方向性）
- 地域の特色を生かした教育活動により身近な地域の環境への関心等の高揚を図る。
- 環境学習の場として自然公園や社会教育施設、企業等の施設を有効活用する。

（主な取組）
- 学校や地域の特色を生かしたふるさと教育の推進
- 環境学習を支援する事業者や民間団体の充実

2 人材の育成・活用

（施策目標）
学校及び地域において環境教育を担う人材を育成し、活躍の機会をつくる。

（取組の方向性）
- 環境教育に係る研修等へ教職員の参加を促進する。
- 環境教育を担う人材のｽｷﾙｱｯﾌﾟや維持確保に努める。

（主な取組）
- 森林環境学習の手法を学ぶための研修会の実施
- 「あきたエコマイスター」の継続した育成と活躍の機会の場の充実
- 地球温暖化防止活動推進員等のｽｷﾙｱｯﾌﾟ研修会の実施

3 教材の整備・活用

（施策目標）
活用しやすい教材を計画的に整備し、定期的な見直しを行う。

（取組の方向性）
- 活用しやすい体験的な学習プログラムや教材の作成、ＩＣＴ教材の活用を進める。
- 民間団体の提供する学習プログラム等を周知し、活用を図る。

（主な取組）
- 活用しやすい副読本の作成
- 企業や民間団体が提供する環境学習プログラムの充実

4 情報の発信・提供

（施策目標）
環境学習に係る情報を求める人に適切に伝わる工夫を行う。

（取組の方向性）
- 地域で行われている環境保全活動の周知と優れた取組を顕彰する。

（主な取組）
- 地域で行われている環境保全活動等を紹介する広報紙の発行
- 「環境大賞」表彰を通じた模範となる環境保全活動の周知

5 各主体の連携・協働取組の推進

（施策目標）
連携・協働した環境保全活動や環境教育等の取組を強化する。

（取組の方向性）
- 連携・協働した環境保全活動等の支援を進める。
- ＳＤＧｓの考え方を踏まえた、地域課題の統合的な解決を進める。

（主な取組）
- 「あきたエコ＆リサイクルフェスティバル」の開催
- あきた森づくり活動サポートセンターによるボランティア活動の支援

第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画（案）について

環境整備課

計画の背景と策定の趣旨

○　天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築を目指し、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を受け、本県においても「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、各種施策を推進してきた。

○　現状として、一般廃棄物及び産業廃棄物とも発生抑制に課題があるため、引き続き廃棄物の3Rを進めていく必要があるほか、SDGsの推進など新たな視点への対応が求められている。

○　今年度末の現行計画の期間満了に伴い、県内の情勢や国の動向を踏まえつつ、新たな視点や課題等に対応するため、「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定する。

根拠法令

循環型社会形成推進基本法第10条
廃棄物処理法第5条の5

計画期間

令和3年度～7年度（5年間）

基本理念

全員参加で
環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築

秋田県が目指す循環型社会の姿

- 循環を基調としたライフスタイルが定着した社会
- 環境を理念に据えた事業活動が展開される社会
- 適正な資源循環のための基盤が構築された社会
- 役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会

課題

1．第3次計画の目標からみた課題

- 県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばい
- 産業廃棄物の排出量が増加傾向

○ 一般廃棄物（生活系、事業系ごみ）の発生抑制
○ 産業廃棄物の発生抑制

2．社会情勢の変化からみた課題

- 予測を超えた人口減少
- 海洋汚染の一因となるプラスチックごみ
- 本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロス
- 頻発化・激甚化が懸念される災害

○ 将来に渡る安定的な廃棄物処理体制の構築
○ 消費者側の視点、生産者側の視点、処理業者等の視点から考えるプラスチックごみ及び食品ロスの対策
○ 災害廃棄物処理体制の強化
○ 新たな視点の導入
　・SDGs（持続可能な開発目標）
　・地域循環共生圏の形成

計画の4つの柱

1　家庭における環境を意識した行動の定着

1　生活系ごみの3Rの取組
- 2Rの促進に向けたライフスタイルの転換
- エシカル消費の推進
- 家庭での分別の取組の強化

2　環境に関する教育や学習等の推進
- 3Rや適正処理に関する普及啓発
- 環境美化活動の推進

2　事業活動における環境配慮の取組の推進

1　環境に配慮した事業展開に向けた取組
- 事業所における3Rの取組の推進
- 優良な事業者の利用の推進
- グリーン購入等の促進

2　循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓
- 県北地区のリサイクル産業の全県への波及
- 2Rの取組促進につながるビジネスの振興
- リサイクル製品の販売促進（県認定製品の普及等）
- 新たな循環資源の創出に向けた取組の推進

3　廃棄物処理体制の確保

1　適正処理のための基盤構築に向けた取組
- ごみ処理施設の整備
- 市町村等における廃棄物処理の連携体制の構築
- 将来の廃棄物処理を担う人材の育成
- 分別収集体制の強化
- 生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用の推進
- 産業廃棄物処理施設の整備
- 災害廃棄物対策

2　適正処理の推進に向けた取組
- 有害廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄対策等

4　協働による課題への統合的な取組

1　プラスチックごみ対策の推進
- 家庭でのプラスチックごみ削減への取組
- プラスチックごみに関する知識の普及啓発
- 使用済みプラスチックの循環利用の推進
- 海ごみ・海岸漂着物等への取組

2　食品ロス対策の推進
- 食品ロス削減のための各主体が連携した取組
- 食品ロスに関する知識の普及啓発

目標（令和7年度）

○　基本目標 ： 循環利用率

	現状（H30）	目標値（R7）
入口側	10．5％	13．3％
出口側	35．8％	40．0％

※　入口側：総物質投入量に占める循環利用量の割合（C／A）
　　出口側：廃棄物等発生量に占める循環利用量の割合（C／B）

（入口）　　（出口）

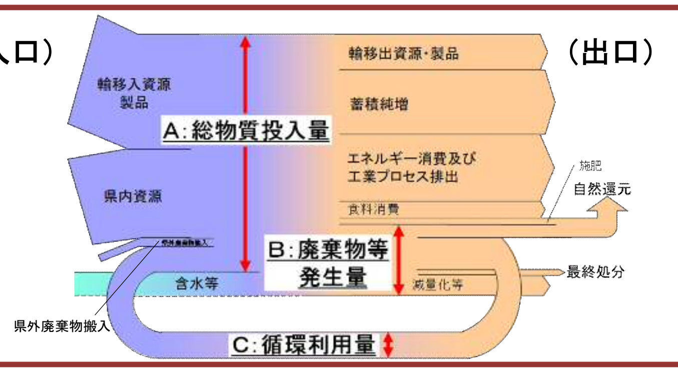

○　基本目標の達成に向けた数値目標

		現状（H30）	目標値（R7）
一般廃棄物	1人1日当たりのごみ排出量	989g	935g
	最終処分量	3万2千トン	2万7千トン
産業廃棄物	排出量	260万トン	268万トン
	最終処分量	39万7千トン	39万3千トン

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（案）について

環境整備課

計画策定の趣旨

○　我が国の海岸に、多くの漂着物が発生し、環境の悪化や景観が損なわれる事例が生じており、さらに、近年では海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等について関心が高まり、地球規模で取り組むべき課題となっている。
○　今年度末の第２次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の期間満了に伴い、平成３０年６月の海岸漂着物処理推進法の改正や令和元年５月の国の基本方針の変更等を踏まえつつ、現状の課題に的確に対応するため、「第３次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。

位置付け	海岸漂着物処理推進法第14条第1項に基づく都道府県計画
計画期間	令和3年度 ～ 7年度 （5年間）

現状と課題

第2次計画の取組状況からみた課題

○ 依然として多くの海岸漂着物等が発生

	H28	H29	H30	R1
重点区域の回収実績(t)	599.0	518.3	588.4	464.8

※重点区域：22区域　延長計　約143km、県海岸総延長　約264km

○ 海岸漂着物等に対する県民認知度の沿岸部と内陸部での差異

	全体	沿岸部	内陸部
海岸漂着物の認知度(%)	79.2	81.4	76.1

※「令和2年度県民意識調査」より

社会情勢の変化からみた課題

○ 海洋プラスチックごみへの対応
・海洋に流出したプラスチック類が生態に与える影響等についての世界的な関心の高まり

○ 漂流ごみ・海底ごみへの対応
・船舶航行の障害や漁業操業の支障となる漂流ごみや海底ごみの回収・処理の必要性

目指す姿

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全

計画目標

指　標 ： 計画期間中における海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数
目標値 ： 25市町村（第2次計画期間中の実績：7市町村）

計画の主要な取組

1　海岸漂着物等の円滑な処理の推進

○海岸管理者等による処理
・海岸管理者等による海岸の清潔保持
・市町村の海岸管理者等への協力
○市町村の要請に基づく処理
・市町村から海岸管理者等への要請に基づく処理
○地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請
・海岸管理者等の要請に基づく他都道府県への協力の要請
○その他海岸漂着物等の円滑な処理
・漁業者や関係団体との連携による漂流ごみ等の処理
・自然災害により大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進

2　海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

○ごみの適正な処理に向けた3Rの推進
・事業者や県民を対象としたセミナーの開催
○海岸漂着等の発生状況、原因の把握
・海岸漂着物等の組成調査の実施
○ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施
・不法投棄監視カメラの設置
・排出事業者向けの講習会の実施
○内陸部を含めた県全土における環境美化活動の継続
・ボランティアとして清掃活動に取り組みやすい体制の整備
○水域への流出飛散防止
・漁具や農業用資材等の適切な管理

3　環境教育及び普及啓発の推進

○海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発等の環境教育の推進
・学生の協力を得ながら実施した海岸漂着物等の調査結果の県のウェブサイトやチラシ等を用いた周知
○イベントや広報媒体を活用した情報の発信
・ごみ拾いイベントを開催し、その様子をテレビ番組等で広く周知するとともに、プラスチックごみや海岸漂着物等に関する情報の発信
・環境教育用教材の配布や貸出

4　多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

○海岸漂着物対策に係る関係者間の情報交換、連絡調整
・海岸漂着物対策推進協議会による地域計画や各主体の事業内容に関する協議、情報交換及び連絡調整の実施
○地域の実情を考慮した、多様な主体の役割分担と連携の確保
・海岸漂着物処理推進法に定められた各主体の責務遂行
・多様な主体の相互協力及び連携

秋田県水道ビジョン（案）について

生活衛生課

水道の現況(平成30年度)

【 持 続 】

- 管路等の十分な更新が行われず、経年化率が上昇（H17：3％ → H30：11％）
- 十分な施設更新が行われていないにも関わらず、原価割れに近い
- アセットマネジメントの取組が、２５市町村のうち１５市町村に留まっている
- ５０歳以上の職員が３９％（上水道）と多く、技術継承や人材確保が課題

【 安 全 】

- 水安全計画の策定は、２５市町村のうち４市町村と非常に少ない
- 簡易専用水道1,156施設のうち、法定検査を受検しているのは1,005施設（８７％）と、全国平均（７８％）より高いが、受検施設のうち、165施設が衛生上の指摘を受けている
- クリプトスポリジウム等対策が必要な163施設のうち、６０施設が未対応
- 給水区域内の水道未加入者は５．５％
- 水道普及率は９１．７％（全国９８．０％）と低い
- 市街地から距離のある山間部等は、個人井戸や共同井戸で生活用水を確保

【 強 靱 】

- 各種危機管理マニュアルの策定は、２５市町村のうち２～６市町村と非常に少ない
- 防災訓練の実施は、２２上水道事業のうち９事業と少ない
- 耐震化計画の策定は、２５市町村のうち４市町村と非常に少なく、基幹管路延長2,973ｋｍのうち、耐震適合性があるのは725ｋｍ（２４％）と全国平均の４０％より低い

実現方策

【 持 続 】

○経営基盤の強化
- アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新・資金確保
- 施設の統廃合等による経営の効率化
- 水需要の減少に伴う料金体系の見直し
- 水道事業に関する情報発信の強化

○規模の小さな水道事業の管理
- 維持管理体制の強化

○技術の継承
- 組織力強化のための水道技術者の人材確保
- 人材育成、職員研修の充実

○水道施設の老朽化対策の実施
- 老朽施設の把握と更新時の耐震化
- 水道関係データ等の電子化とＩＣＴの活用

○広域連携等の推進
- 管理の一体化
- 指定管理者制度等の官民連携
- 市町村水道事業ビジョンの策定及び見直し

【 安 全 】

○水質管理体制の強化
- 水安全計画の策定
- 適切な施設の点検整備及び水質検査等の実施
- 水質の安全性向上に向けた施設整備

○未普及地域の状況に応じた水道整備
- 地域の状況に応じた水道施設整備
- 安全な湧水飲用井戸等による生活用水の確保

【 強 靱 】

○危機管理対策の強化
- 危機管理マニュアルの策定
- 水道関係団体による支援体制の充実
- 災害時対応訓練、防災訓練の実施

○耐震化の促進
- 耐震化計画の策定
- 基幹管路の耐震適合率向上

広域化に向けた取組

人口減少による収益悪化、水道事業に携わる職員の減少等の課題に対する解決方法の一つとして、国では広域連携が有効な方策であると示しています。
これまで県では、市町村内の経営統合のほか、市町村の行政区域を越える広域化を推進してきました。
今後とも、市町村の意向を踏まえつつ県が広域化の推進役を担っていきます。

①市町村の実情に応じた広域連携を推進します。

②豊富な地下水を活用した水の地産地消を含めた新たな給水手法を推進します。

水道広域化のイメージ

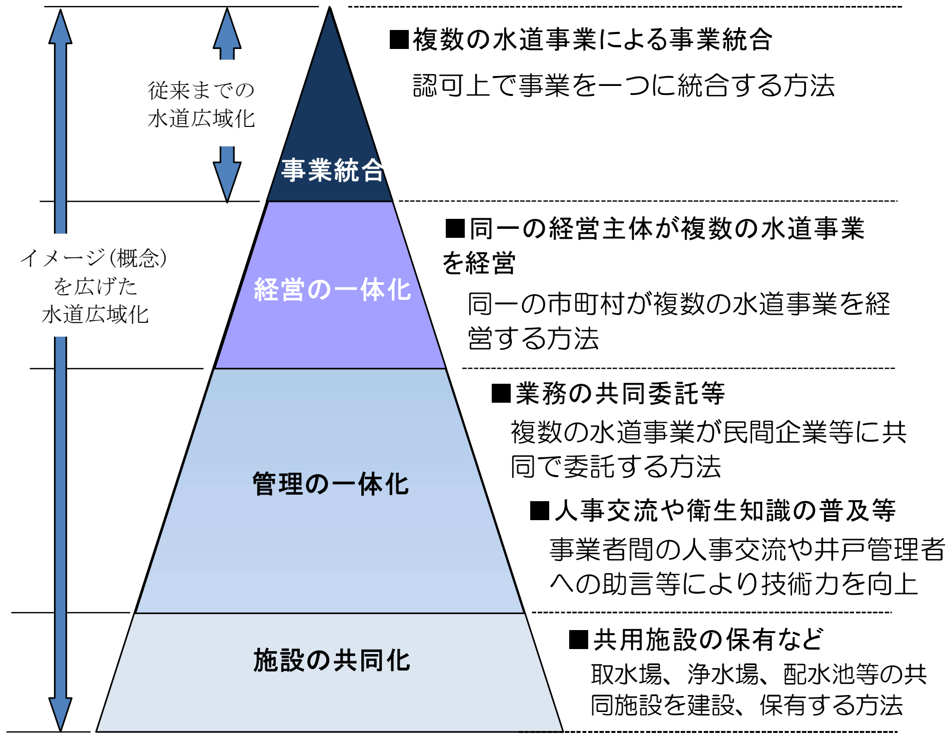

◇推進期間　令和3年度～12年度（１０年間）

第４次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（案）について

生活衛生課

計画策定の背景（経緯）

○　食品の虚偽表示や無登録農薬の使用など、相次ぐ食品の安全を巡る問題や、食に対する安全・安心を求める声の高まりを受け、平成15年「食品安全基本法」が制定。

○　県では、平成16年「秋田県食品の安全・安心に関する条例」の制定とともに、「第１次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定。今年度で第３次計画が満了となる。

計画の趣旨（位置付け、性格）と期間

○　根拠法令：秋田県食品の安全・安心に関する条例第7条第1項

○　安全性確保に関する事項については、県が策定する他の計画と整合を図る。

○　計画期間：令和３年度～７年度（５年間）

主な課題

○　昨今の新型コロナウイルスの影響によるテイクアウトやデリバリー需要の高まりに伴う食中毒への不安などから、県民の食に対する信頼性の確保。

食品の安全性と食品に対する消費者の信頼性の確保

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標　第1　生産から消費に至る食品の安全性の確保

1　**生産段階における安全性の確保**
- 安全な農産物の生産
- 安全な畜産物の生産
- 安全な魚介類の出荷・生産

2　**製造・加工段階における安全性の確保**
- 食品営業施設等に対する監視指導
- 食品関係事業者によるHACCPに沿った衛生管理の推進
- 集団給食施設における衛生管理の推進
- 飲用水の安全性の確保

3　**流通・販売段階における安全性の確保**
- 県内流通食品等の安全検査
- 無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通防止

4　**消費段階における安全性の確保**
- 食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進
- 消費者相談体制の充実

基本目標　第2　食品に関する正確な情報の提供

1　**食品表示の適正化の推進**
- 適正な食品表示の徹底
- 消費者の視点による食品表示の監視

2　**トレーサビリティシステムの構築**
- 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの構築

3　**健康影響に関する情報の提供**
- 食品による健康被害発生予防情報提供の推進

基本目標　第３　生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立

1　**情報の共有・相互理解の推進**
- リスクコミュニケーションの推進

2　**食育の推進**
- 望ましい食生活の普及啓発
- 地域における体験学習の推進

3　**地産地消の推進**
- 県産農産物の利用促進等

4　**認証制度の普及**
- 高品質な県産食品の開発及び品質向上の促進

計画の推進体制

○　計画の達成に向け、「食品の安全・安心のためのアクションプラン」に達成数値目標を掲げ、取組を推進し、達成状況や実施結果を公表する。

○　消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者で構成される外部委員会「食品安全推進委員会」において、事業の実施状況等を報告し、意見を求めるとともに、反映させるよう努める。

つなぐ安全・とどける安心　あきたの食

第3次秋田県動物愛護管理推進計画(素案)について

生活衛生課

計画策定の背景

○　平成２８年に第２次計画を策定し、「犬猫の殺処分ゼロ」等を目指した施策（動物愛護センターの開設等）に取り組んできたが、目標の達成には更なる取組の推進が必要である。
○　動物愛護管理法の改正や国の新たな基本指針のほか、本県の課題等を踏まえた第３次計画を策定する。

計画の位置付けと期間

○　根拠法令：動物愛護管理法第６条第１項
○　位置づけ：基本理念に基づき、県が実施する動物愛護施策の方向性を示す
○　計画期間：令和３年１０月 ～ １３年３月

主な課題

○　殺処分頭数減少へ向けた更なる取組の推進
○　猫の収容頭数の増加への対応
○　猫に関する苦情件数の増加への対応
○　動物愛護センターを拠点とした情報発信の強化

＜ 基本理念 ＞　人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標　１　動物の生命を尊び慈しむ心を養う

施策1　普及啓発･多様な主体との相互理解の醸成
○動物愛護思想の普及啓発の推進
・動物愛護フェスティバル等を通じた啓発
・ポータルサイトによる情報発信
○「命を大切にする心を育む教室」の充実
・提供プログラムの拡充
・動物愛護センターでの定期開催

施策2　適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還･譲渡の促進
○殺処分頭数の減少
・終生飼養の普及啓発による引取数の減少
・ボランティア等との連携による譲渡事業の推進
○しつけ方教室等を通じた適正飼養の啓発
○負傷動物の治療体制の充実
○獣医師による虐待の通報の義務化の周知徹底
○捕獲犬等の情報提供の充実

数値目標（R12）：犬猫の殺処分頭数　０　頭

基本目標　２　動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

施策3　周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止
○地域猫対策事業の推進
○市町村等と連携した多頭飼育崩壊対策

施策4　所有明示(個体識別)措置の推進
○迷子札やマイクロチップの普及啓発

施策5　動物取扱業の適正化
○動物取扱業者に対する指導強化
○優良動物取扱業者の育成

施策6　実験動物の適正な取扱いの推進
○実験動物飼養施設の実態把握

施策7　産業動物における管理の適正化の徹底
○畜産部局と連携した普及啓発

施策8　災害対策
○市町村、関係団体と連携した訓練の実施
○災害時の収容・保護器材等の備蓄

数値目標（R12）：犬猫の苦情件数　270 件(半減)

基本目標　３　人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する

施策9　人材育成
○動物愛護推進員の育成と連携の推進
○動物愛護ボランティア制度の拡充
・ボランティアの育成と協働の推進
○職員の資質向上

施策10　動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供
○「体験・学習・交流の拠点」機能の強化
○「ボランティア活動の拠点」機能の強化

策定スケジュール

令和3年

2～3月	動物愛護推進協議会
4～6月	市町村等の意見聴取、動物愛護推進協議会
7～8月	パブリックコメント
9月議会	県議会への説明(計画案)
10月	計画の策定、公表

数値目標（R12）：ふれあい事業等参加人数　6万人(1.2倍)

市町村、関係団体、動物愛護推進員、県民ボランティア等と連携して取組を推進

秋田県生物多様性地域戦略（案）について

自然保護課

１　生物多様性とは

◆様々な自然環境が形成されていること

森林(白神山地)

草地(寒風山)

湖沼(田沢湖)

◆様々な生物が生息・生育していること

ツキノワグマ

ハタハタ

秋田スギ

「生物多様性」とは
様々な生命が互いに繋がり合い
共生していること

２　生物多様性がもたらす恵み

生物多様性の恵み　＝　「生態系サービス」

１　**基盤サービス** 植物の光合成等	➡ 生きていくうえで必要な酸素や水の供給等
２　**供給サービス** 動植物等の存在	➡ 生活必需品である食料や材料となる木材等
３　**文化的サービス** 生活文化等への影響	➡ 食文化の形成や伝統工芸の発展等
４　**調整サービス** 森林等の機能	➡ 山地災害の防止や気象災害の軽減等

「生物多様性」は
私たちの「いのち」と
毎日の「暮らし」を支えている

３　本県の生物多様性の現状と課題

◆里地里山の管理不足による生態系の劣化

◆ツキノワグマによる人身被害の増加、イノシシやニホンジカによる農林業被害の拡大

◆松くい虫やナラ枯れ等の病害虫の拡大

◆観賞用や園芸用又は緑化木として持ち込まれた植物の野生化

◆生物多様性の重要性に関する県民意識の希薄化

◆生物多様性に関する知見を有する人材の不足

◆地球温暖化による環境変化や自然災害の発生頻度の増加

イノシシ被害

松くい虫被害

ﾆｾｱｶｼｱ分布拡大

課題解決に向けた指針の必要性

- 課題解決に向け県民総ぐるみで取り組むため
- 県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識するため
- 本県の生物多様性を次世代につなぐため

生物多様性基本法第１３条に基づき
「秋田県生物多様性地域戦略」を策定

４　地域戦略の役割と基本理念

本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて関係機関との連携を深め、各種取組の推進力を高めるために大きな役割を果たす。

基本理念
人と自然が共生する
豊かでうるおいのある秋田県を目指す

５　地域戦略の目標と主な取組（行動計画）

長期目標＜２０５０年＞
生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じ、本県の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、人と自然が共生する豊かでうるおいのある秋田県を実現する。

短期目標＜２０３０年＞
長期目標を達成するため、以下の５つの短期目標を掲げ、本県の生物多様性が低下しないよう効果的な取組を実践する。

＜目標１＞多様な生態系の保全
自然環境保全制度に基づく各保護地域の新たな指定や区域の見直し、生物多様性に配慮した事業の推進等

＜目標２＞野生動植物の保護
野生動物との共存と特定鳥獣管理計画に基づく適切な保護管理の推進等

＜目標３＞外来種への対応
外来種の分布域の拡大を防ぐための関係機関等と連携した駆除対策の推進等

＜目標４＞生物多様性の主流化
生物多様性の重要性を広く県民に浸透させるための普及啓発の推進、生物多様性の豊富な知識と経験を有する人材育成等

＜目標５＞地球温暖化対策
秋田県地球温暖化対策推進計画に基づく本県の特性を踏まえた取組の推進等

６　計画期間

令和３年度　～　１２年度（１０年間）